

指定居宅介護支援

「蘇望苑居宅介護支援事業所」 契約書

_____ (以下「甲」という。)と事業者 社会福祉法人蘇清会
橋野 和仁 (以下「乙」という。)とは居宅介護支援業務の委託に関して、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第 1 条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むため、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービスを利用できるよう、甲の同意のうえで居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業所等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

(契約期間)

第 2 条 この契約期間は、6ヶ月間とする。但し、甲の要介護（支援）認定の更新又は変更等により、要介護（支援）認定有効期間の満了日が上記の契約期間の満了日より前に到来し場合は、その到来した有効期間の満了日をもって本契約期間の満了日とする。

2 前項の契約満了日の7日間までに甲から解約の意思表示がない場合は、この契約はさらに6ヶ月間同一の内容で更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

(運営規程の概要)

第 3 条 乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、介護支援の提供方法等）は、別紙重要事項説明書に記載したとおりとする。

(居宅介護支援の担当者)

第 4 条 乙は、乙に属する介護支援専門員（以下「丙」という。）に甲の居宅サービス計画作成に関する業務を担当させることとします。

2 乙は、丙を選任し、又は変更する場合は、甲の状況とその意向に配慮して行う。

(居宅介護支援の内容)

第 5 条 乙は甲に対し、次の居宅介護支援を提供する。

- (1) 甲の要介護認定（要介護更新認定、要介護状態の区分の変更の設定、要支援認定、要支援更新認定、サービスの種類の変更を含む。以下「要介護認定等」という。）にかかる申請等について甲の意思を確認したうえで、申請の代行等必要な援助を行うこと。
- (2) 甲の心身の状況、置かれている環境、甲及びその家族の希望等を考慮し、居宅サービス計画を作成すること。

- (3) 前号の居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- (4) 居宅サービス計画作成後においても、甲及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画がどのように実施されているかを把握し、これに基づく給付管理票を提出する等の給付管理業務を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行うこと。
- (5) 甲が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

(居宅サービス計画の作成)

第 6 条 乙は、丙へ次に定める事項を遵守させたいうで、居宅サービス計画（ケアプラン）の原案の作成業務を行わせる。

- (1) 居宅サービス計画の原案の作成開始にあたり、当該地域における指定居宅サービスの事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を甲又はその家族に提供し、甲が希望するサービスの種類等を調査すること。
 - (2) 居宅サービス計画の原案作成にあたっては、甲及びその家族に訪問して面接を行い、甲に対する介護支援を行ううで解決すべき課題を把握し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうでの留意点等を盛り込むこと。
 - (3) 前項の原案に盛り込まれた居宅サービス等について、保険給付の対象に訪問して面接を行うこと。
- 2 乙は、丙に前項に定める事項を履行させた後、甲の最終的な同意を得たいうで、居宅サービス計画作業業務を行わせる。

(協議義務)

第 7 条 甲は、乙が甲のため事由が発生した場合には、速やかに乙に連絡しなければならない。

(居宅サービス計画の変更等)

第 8 条 甲は、次のいずれかに事由が発生した場合には、速やかに乙に連絡しなければならない。

- (1) 居宅サービス計画の変更を希望する場合
- (2) 居宅サービス計画を変更する必要に生じた場合

2 乙は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようなサービス事業者等への連絡調査等を行う。

(苦情対応)

第 9 条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した居宅介護支援又は乙が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスについて甲から苦情の申し立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行う。

2 乙は、甲が苦情申し立て等を行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いをすることはしない。

(緊急時の対応)

第10条 乙は、現に居宅介護支援の提供を行っているとき甲に病状の急変が生じた場合
その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講ずる。

(料金)

第11条 居宅介護支援に係る費用については、乙が国民健康保険団体連合会に居宅介護
サービス計画費として請求を行い、支払いを受ける。但し、甲が保険料を滞納し、保
険給付の制限を受けている場合は、別紙重要事項説明書に記載した額を利用者として
甲に請求する。

2 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあつては、あらかじめ
甲に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければ
ならない。

(秘密保持)

第12条 乙は、甲より委託された業務を行うにあつて、甲及びその家族に関する個人
情報を用いる必要がある場合には、甲及びその家族に使用目的等を説明し同意を得な
ければならない。

2 前項の場合を除き、乙は正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びそ
の家族に関する個人情報について第三者に漏らさない。また、職員でなくなった場合
においても同様とする。

(中立義務)

第13条 乙は、甲より委託された義務を行うにあつては、甲に提供される居宅サー
ビス等が特定の種類に偏ることのないよう、又は特定の居宅サービス事業者等による居
宅サービス等を利用するよう甲を誘導し、或いは、甲に指示すること等により、特定
の居宅サービス事業者を有効に取り扱うことがないよう公正中立に行わなければなら
ない。

(契約の解除)

第14条 甲は、第2条に定める契約期間にかかわらず、7日間以上の予告期間をもって、
いつでもこの契約を解除することができる。

2 乙は、甲の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合に限り、
30日以上以上の予告期間をもって、この契約を解除することができる。

(情報の保存・開示義務)

第15条 乙は、甲の居宅サービス計画、その実施状況等に関する書類等を5年間保存し
なければならない。

2 前条第1項の規定により、甲がこの契約を解除した場合、他の居宅介護事業者
の利用を希望する場合又は前条第2項の規定により、乙がやむを得ずこの契約を解除
した場合、その他甲から申し出があった場合には、乙は甲に対して甲の居宅サービス
計画及びその実施状況等に関する書類等を交付しなければならない。

(契約の終了)

第16条 次のいずれかに事由が発生した場合は、この契約は終了するものとする。

- (1) 甲から契約解除の意思表示がなされたとき
- (2) 第14条第2項に定める事由により、乙から契約解除の意思表示がなされたとき
- (3) 次のいずれかの理由で、乙が甲に対し、第5条に定める居宅介護支援を提供できなくなったとき
 - ア 甲の介護保険施設や医療施設等への入所又は入院等
 - イ 甲が要介護（支援）認定を受けられなかったとき
 - ウ 甲の死亡

(損害賠償)

第17条 乙は、居宅介護支援を行ううえで、本契約の各条項に違反し、又は介護保険法及び民法その他の関係法令に違反し、甲又はその家族の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償する義務を負う。但し、甲又はその家族に重大な過失がある場合には、賠償額を減額することができる。

(利用者代理人)

第18条 甲は、代理人を選任し、この契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができる。

(合意管轄)

第19条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所をもって第1管轄裁判所にすることを、甲及び乙は予め合意する。

(契約の定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項及び質疑がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、甲、乙及び甲の身元引受人が協議のうえ、誠意をもって処理するものとする。

以上契約を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙は記名押印のうえ、1通ずつ保有するものとする。

年 月 日

住 所 _____

利用者氏名 _____ (印)

代理人氏名 _____ (印)

御家族様氏名 _____ (印)

(続柄 : _____)

事業者 (乙) 住 所 熊本県上益城郡山都町滝上223-1

法人名 社会福祉法人 蘇清会

代表者 理事長 橋野 和仁 (印)

事業所番号 4372700320